

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展方針の廃止等

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。

【支障事例】

過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。

【支障の解決策】

過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

統合し重複を解消することで、作成及び改訂時の業務を軽減するとともに、住民にとって、過疎方針と過疎計画をそれぞれ閲覧する必要がなくなり、理解促進に資する。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県

○過疎計画は過疎方針の内容と重複する記載が多くなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。

各府省からの第1次回答

過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画（以下本回答中「市町村計画」という。）策定の前提として不可欠であり、必要である。

過疎方針が上記性格を有する一方で、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下本回答中「都道府県計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、都道府県が具体的にどのように事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。

方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。また、市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し

提案団体

高山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。

具体的な支障事例

【現状】

国の地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画における基本構想の策定義務の廃止や国土利用計画法に基づく市町村計画に係る市町村議会の議決要件の廃止、最近では土地改良法に基づく応急工事計画に係る市町村議会の議決要件の廃止などが進められたところである。このような地方分権の取組が進められる一方で、令和3年度から新たに施行された新過疎法においては、市町村議会の議決が、市町村計画策定の要件とされている。

【基本的な考え方】

行政計画(法定計画)の策定にあたっては、策定プロセスも含め、策定主体である市町村の意思と責任において決定していくことが望ましいと考える。その意味において、法律により一律に議会の議決を義務付けるのではなく、策定主体である市町村が当該地域の実情に応じて自由に選択できることが理想であり、ひいてはそれが市町村の自主性・主体性の向上に寄与し、もって地方分権の推進に資するものとする。

【具体的な支障事例】

市町村議会の議決を法定上必須としていない行政計画(法定計画)が大多数である中、市町村議会の議決を要するものとそうでないものとの違いが必ずしも明確でないことが課題であると捉えている。また、同一施策を複数の行政計画(法定計画)に位置付けるとした場合、議決を要するものとそうでないものとの間で、当該施策の位置付けに齟齬が生じるとともに、策定スケジュールにもずれが生じるなど、結果として迅速かつ効率的な計画策定が行えない恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地域持続的発展市町村計画の策定又は変更について、当該市町村の実情に応じた意思決定が図られる。法定計画策定における市町村議会の関与が整理され、他の法定計画と同様に、これまで国が進めてきた地方分権改革の流れに即する。迅速かつ効率的な計画策定又は変更が可能となる。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、京都市

—

各府省からの第1次回答

過疎地域持続的発展市町村計画は、ほとんどの行政分野に関わり、事実上、過疎地域の将来像の基本方向を定める重要なもので、財政面をはじめ、自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすものである。そのため、議決を経ることで、市町村の意思として決定するとともに、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があるため、議決要件は必要である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること

提案団体

松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。
また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っているJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。

具体的な支障事例

当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。
また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

窓口へ出向くことなくカード受け取りできれば、市民の利便性が向上し、窓口対応等が減ることで地方公共団体の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市

○交付率の向上とともに連動して見込まれる業務量であるため、現行制度のままでは、必ず事務処理量に限界

が出てしまうのではないかと考えられる。業務量の増減の差が大きく、人員配置などにも苦慮している。また、各種手続の電子化を進めながら、手続は窓口でしか出来ないという矛盾があるため、市民が役所の窓口へ向うことなくオンライン等による手続が行える措置を求める。

○当市においても、同様に、令和2年度から令和3年度の交付数が高いことから、同様の問題が懸念される。

○マイナンバーカードの更新は、J-LIS が送付している更新通知だけ見ると、全て「交付時来庁方式」で受付する想定になっており、更新にかかるカード交付業務により市区町村の負担は確実に増加する。したがって、本提案のように有効なマイナンバーカードを持つ住民については、「窓口での」本人確認を不要とする措置が必要である。

○マイナンバーカードの交付数の増加により、券面事項の変更、電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新、紛失等による再交付と、交付の対応だけに注力できる状況ではなくなっている。また、5年、10年ごとに窓口の拡大を行うことは、資材の調達、人員の確保という面でも負担が大きく困難である。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化

提案団体

蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、須賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、宇和島市、砥部町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。

【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。

【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。

具体的な支障事例

期日前投票制度が定着し、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。

具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分)に時間を要している。

また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もある。また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票しないまま帰る有権者もいる。

「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

宣誓書を廃止又は簡素化することで、期日前投票がより簡単に短時間で行うことができるようになる。期日前投票所の混雑も緩和され、投票率の向上が期待されるほか、感染症の予防にもつながる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第49条の8、公職選挙法施行規則第9条及び第10号様式

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

今金町、別海町、花巻市、多賀城市、白鷹町、安中市、練馬区、相模原市、魚沼市、桑名市、枚方市、八尾市、熊本市、延岡市

- 宣誓事由を廃止又は日付及び氏名の記載のみで期日前投票を行うための宣誓とする手続の簡素化については賛同したい。
- 期日前投票の「宣誓書」の記載については、高齢者や障害者にとっては負担となることから、制度改正の必要性が認められる。

各府省からの第1次回答

現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という流れを基本としており、投票日当日に投票を行うことが原則とされている。期日前投票制度は、あくまで、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている。

期日前投票を当日投票の例外とし、それを行うためには一定の事由があることを要とする現行制度のもとで、どの事由に該当するかを選挙人本人の申立てにより確認する必要があるため、宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにすることは適当ではない。また、申立てが真正であることを誓うという事柄の性質上、書面により宣誓する必要があり、口頭による申立てによる投票を可能とすることは適当ではない。

なお、期日前投票所の混雑緩和に関しては、選挙人が宣誓書を事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷したり、投票所入場券の交付の際に同封したりするなど、市区町村において選挙人の便宜に資するよう努めているものと承知している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱いに関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。

具体的な支障事例

現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに情報登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。

例えば、当県 A 課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県 B 課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。

情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考えます。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークを介した情報照会の範囲が同一地方公共団体内にも拡大されれば、行政事務の効率化を図ることができ、ひいては国民の利便性が向上する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県

○当市においても、左記支障事例が生じた場合、住民登録担当課の職員において住民基本台帳ネットワークシステムを通じて照会を行っているが、照会件数が膨大な数になるケースがあり、相当の事務負担が生じている。情報提供ネットワークシステムを通じて、他部署においても簡易に情報照会が可能となるよう要望するものである。

各府省からの第1次回答

番号利用事務に関して地方公共団体内においてA課からB課への特定個人情報の庁内連携を行うことについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）上、各自治体において条例を定めることにより実施可能と考えている。

なお、提案団体は、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーを利用して庁内連携することを提案しているが、情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号又は第9号の規定による、異なる行政機関等の間での特定個人情報の提供を管理するために内閣総理大臣が設置しているものである。

また、中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保存・管理し、既存の業務システムとの情報の授受の仲介、記録の管理等を行うために整備されているものであり、自治体中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が全ての自治体から委任を受けて、自治体中間サーバープラットフォームに共同化・集約化して整備・運用している。

以上のとおり、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーは、制度上もシステム設計上も、同一地方公共団体内の庁内における情報連携を行うことを前提としているものではない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。

しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。

【制度改正の必要性】

納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間 400 件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が 50 件程度ある。

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。

また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えます。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。

また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 353 条、個人情報の保護に関する法律第 27 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○当提案については、地方税法第 353 条の規定により、個人情報の保護に関する法第 18 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。

○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。

○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。

○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

各府省からの第 1 次回答

市町村の徴税吏員等が、地方税法第 20 条の 11 又は第 353 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項）を得る必要はない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加

提案団体

北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。

【支障事例】

今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。

当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。

【制度改正の必要性】

自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると思われる県がある。

また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。

さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。

以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続

き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。
また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 14、地方税法第 73 条の 20 の 2、地方税法第 73 条の 24、地方税法第 382 条、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

○当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。

○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和 4 年度税制改正により、住宅の特例措置（地方税法第 73 条の 14 第 1 項及び第 3 項並びに同法第 73 条の 24 第 1 項から第 3 項）の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の 1 つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。

○年間 180 時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。

○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると思われる。

○当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることを期待できる。

○現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知（評価額通知）を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。

○当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容（特に評価額）については情報がないため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。

○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。

○登記所からの通知では、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

各府省からの第 1 次回答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったもの

の、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探索する措置を可能とすること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。

課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。

【支障事例】

しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産税課から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることから、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定するための調査に多くの時間を要し、迅速かつ適正な課税に不都合が生じている従前からの状況に大幅な改善が図られていない。

【制度改正の必要性】

市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「現に所有している者」を特定するための調査時間の大幅な短縮が図られ、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保はもとより、所有者不明土地等に係る課題の解消の促進に寄与する可能性がある。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11、不動産登記規則第 247 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、北見市、留萌市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、森町、花巻市、宮城県、富谷市、いわき市、水戸市、高崎市、入間市、桶川市、練馬区、八王子市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、枚方市、宇陀市、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○固定資産税の所有者死亡にかかる課税事務については、相続人の特定が困難であるため全国的な問題に発展しているものである。適切な市町村の税制運営のためにもご検討いただきたい。

○現状、現所有者申告の提出があった場合には申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認し、現所有者申告の提出がない場合には申告を促すなどしたうえで申告内容等を戸籍簿等を確認するなどして「現に所有している者」を特定している。現所有者の特定のための戸籍簿の請求事務、戸籍簿の内容確認事務、現所有者へ申告書の提出を促す事務には多大な時間を要し、これまでの業務体制に支障が生じている。よって、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、当該制度により増加した業務の効率化が図られ、行政サービス向上に寄与することが期待できる。

○固定資産所有者の相続人が相続放棄をした際に、他の相続人を特定するための調査に多くの時間を要している。

○相続関係の調査には、年間を通じて多大な労力を払っており、法定相続関係一覧図の写しの交付を請求できるだけで、業務の軽減に帰することは明白である。法定相続関係一覧図を作成する場合は、相続に関係する人数が多い場合が多く、より時間のかかる事案について早期に解決できることが見込まれる。

○当市では、「現に所有している者」を申告させるための書類を、相続人と考えられる者に対し送付し申告を促している。送付先である相続人の調査にあたっては、戸籍簿を確認するなどし、調査に多くの時間を用しており、従前からの状況に大幅な改善が図られていない。そのような中で、「市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること」によって、相続人調査が一定程度短縮される可能性があり、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保に寄与する。

○当市においても戸籍簿を確認するなどして「現に所有している者」を特定しているため、調査に時間を要することで、迅速な課税に支障が出ている。

○相続人調査には多くの時間を要している。提案のとおりになれば事務を迅速に進めることが可能となる。

○固定資産税の納税義務者死亡後、登記名義が変更されないまま、相続人が納税している場合がある。その相続人が亡くなった後、滞納事案となった際、現所有者の特定のための調査に多くの時間と労力を要している。法定相続情報一覧図の利用により、複雑化した相続関係の調査が軽減できる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

法務局による法定相続情報一覧図の提供の可否については、最終的には法務省の判断とはなるが、法定相続情報一覧図の提供が得られれば、市町村の課税事務の効率化につながることから、引き続き法務省と協議してまいりたい。

【法務省】

法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）は、相続に起因する手続を効率化するため、一覧図の保管及び写しの交付の申出をした者（以下「申出人」という。）が自ら戸除籍謄本等を収集した上で作成し、登記官がこれを認証して交付するものである。

そのため、法定相続情報証明制度においては、一覧図の写しを申出人以外の第三者に提供して当該第三者が利用することは想定しておらず、市町村に交付することは制度趣旨に合致せず、認められないものとする。

なお、そもそも申出人は、相続に起因する手続を行おうとする者であり、被相続人が不動産を有している場合は、一覧図作成後に相続登記を申請する可能性が高いと考えられる。そして、相続登記後は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 2 項の規定に基づき、登記所はその旨を市町村長に通知することを踏まえると、市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性は乏しいものと思われる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化

提案団体

北広島市、船橋市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。

具体的な支障事例

固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。

法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。

また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。

なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム(以下、「システム」という)を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考える団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル技術を有効に活用することが可能となるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施が促進され、被災者生活再建支援全体のスピード向上に寄与する。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市、豊

橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市

○発災後、支援システムに固定資産税台帳の情報を提供できるように防災担当課と覚書を締結して対応している。

各府省からの第1次回答

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があると考えております。

今回、提案されている固定資産課税台帳等の情報の利用については、提案団体等より、被害認定調査を行うにあたってどのような情報を使えば迅速化に寄与するかお示しいただき(当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由を含めて)、その上で内閣府及び総務省において、当該情報が地方税法第22条における秘密に該当するかどうかや、秘密に該当する場合は私人の秘密保護と公益性等を比較衡量し、利用の可否を判断する必要があると考えます。

その際、登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報以外に必要な情報を教えていただければと考えます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

山口市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。

また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。

具体的な支障事例

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。

また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。

また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

館林市、浜松市、鹿児島市

○市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること

提案団体

中核市市長会、平塚市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。

具体的な支障事例

軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。

このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹系システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。

しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹系システムへの入力の手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村において、基幹系システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。

申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。

根拠法令等

道路運送車両法第 58 条第 1 項、第 97 条の 3 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書（紙媒体）のみに基づいて行っている。

そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。

また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。

○システムへの入力作業は申告書（紙媒体）により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上の上長時間となることから電子化は必要である

○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。

○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。

○125 cc を超える二輪の問合せについては、FAX により軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。

○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。

また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。

○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。

○情報提供が紙媒体であるため基幹系システムへの入力に RPA を活用できず手入力となっている。

また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

○本市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にパンチさせ、CSV データに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約 18,000 件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用（申告書）18,000 件 ×（単価）83 円【取得と廃車で異なるため平均額】＝1,494,000 円程度の削減につながる。

各府省からの第 1 次回答

小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。

一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その

提供方法に対応したシステム改修などの費用負担面について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表について、財政状況資料集や統一的な基準による財務書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形での地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる状況を踏まえ、廃止とするよう求める。

具体的な支障事例

(背景)

地方公共団体の財政状況の「見える化」は、経済財政諮問会議で取りまとめる「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、財政状況資料集や統一的な基準に基づく財務書類に関する情報などの公表が推進され、住民の財政に係る情報の理解に寄与している。

地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、地方公共団体の運営が常に住民の関心と協力を必要とし、執行中の予算の状況を住民が承知できるようにすることが目的といえるが、現代においてインターネットなどにより各地方公共団体の財政情報へのアクセシビリティは、地方自治法の制定からインターネット普及以前の期間と比較すると大きく向上している。

(支障)

「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている。一方、地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表は、それぞれの地方公共団体が条例により独自に公表資料の名称や公表する事項、時期、方法について定めることから、公表する時期によっては決算状況が出納整理期間の収入支出を含まない暫定的な情報となるとともに、公表事項等の統一性が無いため、見ている住民等にとっても他の地方公共団体と比較することができず、現在社会における有効な情報公開制度となっていない。

また、地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の財政状況を公表する手段について、地方自治法第243条の3第1項に基づく財政状況の公表を廃止し、「見える化」を意識した自治体間比較が可能な方法に集約化することで、住民の地方公共団体に係る財政状況への関心を高めるとともに活用を図る。

また、住民に対する地方公共団体の財政状況公表に係る事務について、負担の軽減が図られる。

根拠法令等

地方自治法第243条の3第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、いわき市、ひたちなか市、小牧市、稲沢市、京都市、豊中市、能勢町、高松市、長崎市、宮崎市

○当市において、「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」は、条例の定めるところにより毎年 5 月及び 11 月となっているが、財政状況資料集や他の決算資料等の作成を含め、地方債残高や基金の状況等、項目によっては「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」と重複し、複数回にわたり同様の資料を作成しており、廃止による事務負担の軽減が望まれる。また、「見える化」による公表資料等が決算を基礎とする一方で、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項には「毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況（中略）を住民に公表しなければならない」とされており、年度中の財政運営状況の公表が求められている。この点についても、現状では広報紙や市ホームページ等様々な情報発信の手段があることから、地方自治法や条例の定めによることなく、実情に応じた柔軟な情報発信が可能となっており、廃止の影響は少ないと考える。

○地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増えるとともに、決算統計における「地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査」など、より詳細な分析が必要となり、事務負担が増大している。

○地方自治法に基づく財政事情の公表は、他の制度等で公表している情報と重複する項目が多く、市民や議会の関心が高いとは言えないことから、見直す余地があると考えられる。

○財政状況の公表は、地方公共団体が条例により公表内容や時期等を定めているため、公表事項等に統一性が無く、住民等にとっても他地方公共団体と比較することができず、有効な情報公開制度となっていない。一方で、「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている中、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。

各府省からの第 1 次回答

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方公共団体は、予算の要領（法第 219 条第 2 項）、決算の要領（法第 233 条第 6 項）、財政状況（法第 243 条の 3 第 1 項）を公表することとされている。

提案事項は、総務省において、各地方公共団体の決算に係る財政状況資料集を公表していることを踏まえて、地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、地方公共団体による財政状況の公表（法第 243 条の 3 第 1 項）の廃止を求めるものであるが、

・総務省が公表している財政状況資料集は、決算の情報を公表するものであって、各地方公共団体における歳入歳出予算の執行状況等を公表するものではないこと

・財政状況の公表については、住民に対する説明責任を果たす観点から、予算の執行主体である地方公共団体において行うべきものであり、地方公共団体の事務負担の軽減は、住民に対する説明責任を免除する理由にはならないと考えられること

を踏まえると、当該公表の廃止は適当ではないと考える。

なお、同項の規定により、財政状況の具体的な公表事項は条例で定めることとされているところであり、事務負担軽減の観点から、条例で定めること等により、財政状況資料集その他の作成資料等を活用することが可能な事項については、同資料の情報を更新して対応することも可能と考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方自治法上の住民監査請求制度における監査委員が監査を実施しない場合に係る規定の整備

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第242条に規定されている住民監査請求制度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。

具体的な支障事例

住民監査請求制度とは地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、その監査と予防、是正などの措置を監査委員に請求する権能を住民に与える制度であり、地方自治法第242条に規定されている。

当該制度は、住民からの請求を受け付けた後、請求の要旨を議会及び長に通知し、その後、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査(以下、「要件審査」という。)し、具備していると監査委員が認めた場合には監査を実施し、当該請求に対する理由の存否により、請求人への通知、普通地方公共団体の議長、長等への勧告、公表等を行うこととしている。

地方自治法第242条では、前述において、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査し、具備していないと監査委員が判断した場合の取扱いについては規定していない。しかし、現状では、要件を具備していない請求が多く、当市では平成17年度から令和2年度までの請求件数28件中要件を具備していない請求が20件で71.4%、東京都では265件中231件で87.2%を占めているが、当該請求の処理については、次のような支障が生じている。

①要件審査においては、総務省からの実施方針等が示されていないことにより、各地方公共団体では、研修資料、書籍、他の地方公共団体へ問合せ、判例等に基づき審査を実施せざるを得ず、その判断に時間を要することから、監査期限が60日と制限がある中苦慮している。

②法定の請求期間を経過しているなど要件を具備していない場合には、監査を行わず却下としているが、この場合の議長及び長への通知又は公表について規定がされていない。つまり、議長及び長に請求の要旨は通知しているが、却下の場合には通知する義務がないこととなり、そのため、各地方公共団体の対応が統一されていない。

③要件を具備しないために監査を実施しない場合の規定がなく、当市では行政不服審査法第45条における不合法である場合の却下を準用し、通知には不実施という言葉を使用しているが、各地方公共団体によりその通知名等が異なり、統一されていない。

以上のことから、要件審査における判断基準等や監査を行った場合又は請求に理由があると認め必要な措置を講ずべきことを勧告する場合には通知先や公表を規定しているのに対し、監査を実施しない場合の法整備等が不十分である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

請求の内容が監査すべき要件を具備していないと監査委員が判断するための基準や具備しないと判断した場

合の取扱いについて、規定整備又は実施方針が示されることにより監査期限が 60 日と制限がある中での効率的な事務処理が可能となると共に、全国的に当該処理について正確性が担保されることになり、市民等に対して根拠に基づいた適切な説明を行うことができる。

根拠法令等

地方自治法第 242 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、千葉県、半田市、枚方市、延岡市

○当市における住民監査請求については、過去 10 年間で4件の請求があり、そのうち3件が要件を具備していない請求として監査を行わず却下としている。要件審査並びに議長及び長への通知に関しては、概ね提案団体が事例を示しているとおりの対応をしており、同様に判断に苦慮しているところである。

各府省からの第 1 次回答

一般的に、却下とは、申請等に対する処分において、申請等が要件を欠き、申請等の内容についての判断ができない場合に用いられる応答形式であるところ、法制上、却下の権限が規定されていなくても却下することは可能であり、改めて法に規定を設ける必要はないものと考えている。
また、請求が却下となった場合の取扱いについては、議会や長への通知や公表の可否を含め、監査委員において適切に判断いただくべきものと考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告の規定に係るその方法の例示化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。

【支障事例】

都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公告媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。

当県では、行政書士法第14条の5の規定により公報によることが義務付けられているため公報掲載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。

【制度改正の必要性】

公告は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせる行為又はその形式であり、原則として、法的効果を伴わないものである。公報による公告を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に関し、公告の方法を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。

したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。

【支障の解決策】

公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性の向上】

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨を、住民等に対し、より速やかに効果的な周知を図ることができる。

【行政の効率化】

公報登載に伴う事務負担や費用負担が減り、インターネットの利用による公表も重ねて行っている場合には、事務の二重負担が解消される。

根拠法令等

行政書士法第 14 条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長崎県

—

各府省からの第 1 次回答

行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 14 条の 5 に規定に基づく都道府県知事が行う行政書士に対する懲戒処分の公告については、全国的に通用する士業である行政書士及び行政書士法人の規律を高めることにより国民の一層の信頼を確保することを目的としており、当該目的を果たすためには全ての住民が知りうる公告手段であることが必要となる。

そのため、全ての都道府県で各団体の条例に基づき発行されており、条例の公布の方法としても用いられている公報をもって公告することと規定しているものであり、インターネット利用による公告より適切であると考えます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)搭載を可能とすること

提案団体

神奈川県、相模原市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「救急救命処置の範囲等について(平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に搭載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の搭載を可能とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携帯することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使いきってしまった重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度傷病者本人が自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持していない場合でも、重度症状に陥った際に、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与が可能となることで、アナフィラキシーショック症状の早期の軽減や、適切な救急救命処置の実施に繋がる。また、令和3年10月に食物アレルギーによるアナフィラキシーショック患者搬送時にエピネフリン製剤を誤投与する事故も発生していることを踏まえると、救急車搭載のエピネフリン製剤とともに自己注射が可能なエピネフリン製剤も備えることで、事故防止の利益も見込まれるとともに、より迅速かつ簡易に処置を行うことが可能となる。

根拠法令等

「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知)、救急救命士法第2条、第44条及び救急救命士法施行規則第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、柏市

—

各府省からの第1次回答

ご提案の、アナフィラキシーに対するアドレナリン（エピネフリン）の救急救命士による筋肉内投与については、救急救命処置検討委員会で判断された処置であり、救急救命処置への追加・除外・見直しに向けて、必要な実証研究の検討を含め、厚生労働科学研究班が研究を継続しております。さらに、今後、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場を設置することとしており、その検討の場において、厚生労働科学研究の結果を踏まえて当該処置について議論してまいります。自己注射が可能なエピネフリン製剤の救急車への積載及び救急救命士による当該処置については、救急救命処置の拡大等に係る上記の検討結果を踏まえながら、適切に判断してまいります。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。)において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。

ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。)によると、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにとのことであった。

当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、本市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。

今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

適時適切な時期での総合管理計画の見直しを行うことにより、地方公共団体の取組状況に応じた適切な計画にすることが可能となり、また、見直し回数の削減により、事務負担も軽減することができ、本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。

根拠法令等

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、自治体が柔軟に見直しを進められるよう、見直し期限の見直しを求める。

○各自治体で状況は異なると思われることから、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

○本市においても、提案市と同様の支障事例が生じており、意図しないタイミングでの計画の見直しや追加項目等の検討等により計画策定・更新に係る事務量が増大し、計画の推進に時間を割くことが困難であった。

○見直しに係る必須項目等の詳細が示されてから1年程度しかなかったため、既に決まっていた見直しスケジュールを変更して、2年連続での計画改訂をすることとなった市町村もあり、人的にも経済的にも市町村を圧迫している。

○公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、平成26年4月総務省「指針」に基づき、平成29年3月に市の公共施設等総合管理計画（基本方針）を策定したところである。ところがその後、平成30年2月総務省通知により令和3年度までに少なくとも向こう10年間の長寿命化対策等の効果額を盛り込むことや、令和4年4月総務省通知により、脱炭素化の推進方針や盛り込むことなど、国が一律に期限を設けて改訂するよう地方公共団体に度々指示している。

しかし、地方公共団体は総合管理計画を推進していくことが重要であり、国による再三の総合管理計画の見直しのためには、膨大な作業を伴い、特に規模の小さい地方公共団体にとって、大きな事務負担となっており、計画の推進に労力を割けなくなっている。国の指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、国が目指す公共施設の量・質の最適化やコスト縮減が推進が進まない要因となる。

○本市公共施設等総合管理計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、3年を目途に計画の検証、見直しを行うことと定めている。総務省の示す「見直しに当たっての留意事項」について、見直しの必要性は認識する。しかし一方、今後、さらなる見直しの要請があり、期限が一律に定められている場合には、市が主体的に行おうとする見直しのサイクルを阻害する懸念はある。

見直しの期限については、各自治体のPDCAサイクルや進捗状況に応じて柔軟に対応できるよう、幅広に設けていただくのが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。

一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。

今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し

提案団体

足利市、田布施町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又は LGWAN 接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。
内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。

具体的な支障事例

支障事例①

ウェブ会議や、庁内ネットワークの無線化、押印の見直しを進めたことにより、書類をプリントアウトすることが着実に減ってきている。そこで、機器更新のタイミングで、各ネットワーク系統のプリンタを統合し、プリンタ・複合機の台数を削減することを計画している。

しかし、ガイドライン上では、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系は統合できているが、インターネット接続系のプリンタ・複合機との共用は認められていないため、インターネット接続系のプリンタ・複合機が別に必要となってしまう。

支障事例②

各フロア、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機の集約を進める中、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署には、職務に応じたネットワーク系統のプリンタを1台設置している。

しかし、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署は、ネットワーク系統を問わず、他者の目に触れることがふさわしくない資料があるものの、職務に応じたネットワーク系統以外の印刷は、各フロアの集約されたプリンタや複合機にて行っている。

特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署において、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機を設置することは、導入及び保守コストの面で、困難な状況が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバー利用事務系(基幹系)、LGWAN 接続系(情報系)、インターネット接続系のプリンタ及び複合機を1台に統合することで、設置する機器の台数を削減できる。

利用頻度が少ないプリンタを出先機関ごとに用意する必要がなくなり、プリンタのリース料、保守料、消耗品費等のランニングコストの他、電源及び LAN の配線や設定変更に係るコスト、不具合発生時の対応、設置場所の確保等、多くの無駄を省くことができる。

また、各プリンタが特定の系統のみしか出力できない場合は、そのプリンタが故障すると関連する業務ができなくなってしまう。窓口で基幹系のプリンタを使っている出先機関等では、例えば各系統1台ずつで計3台あったプリンタを、3系統が使えるプリンタ2台にすることで、1台が故障しても全ての業務を継続できるようになり、住民

サービスの向上につながる。

さらに、プリンタの台数が減り、最寄りのプリンタまで遠くなることから、ペーパーレス化の促進効果も期待できる。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川越市、八幡浜市、熊本市

○認証印刷機能等により、セキュリティを担保しながら、複数ネットワークのプリント機能を集約することが可能であるため、対応を求めたい。

○プリンタへのアクセス制御やエンド to エンドの暗号化、セキュアプリント機能の利用等のセキュリティ対策を講じることを前提に制限を廃止すべきである。

各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。

各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち中間サーバーに対する補助に係る補助スキームの見直し

提案団体

砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようしてほしい。

具体的な支障事例

中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LIS が構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LIS が取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。
また、地方公共団体から申請等手続を行う際の添付資料は、J-LIS から送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類は J-LIS から入手できる。
なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改(令和元年度～令和3年度)についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次回の再構築の際にも今回と同様の支障が発生するのではないかと危惧がある。(過去にも平成 26～28 の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支障あり)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体が個別に申請する必要がなくなることにより、事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、花巻市、宮城県、富士見市、山梨県、大垣市、刈谷市、豊田市、常滑市、京都市、広島市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○当県においても、補助金交付申請や実績報告、請求書の提出など、各市町村の提出状況等の進捗管理等を行う必要が生じており、必要以上の事務負担が発生していることから、スキームの見直しが必要であると考えらる。

各府省からの第1次回答

いわゆる自治体中間サーバーは、地方公共団体が番号法に基づく情報連携を行うに当たって、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存及び管理し、情報提供ネットワークシステム並びに住民基本台帳システム及び地方税務システム等との情報の授受を仲介するために設置されているシステムであり、法令上の整備主体は地方公共団体である。

地方公共団体情報システム機構は、あくまで地方公共団体からの委託を受けて中間サーバーの構築・整備を行っているものであるから、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領」においては、中間サーバーの企画・開発費及び設備費について、総務省からの当該補助金の交付先は、地方公共団体情報システム機構ではなく各地方公共団体としてきたところである。

現時点で今後の中間サーバーの更改等については決まっていることはないが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理のあり方については、御意見も伺いつつ、事務負担にも配慮して検討したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立

提案団体

徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

会計年度任用職員(パートタイム)への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し

具体的な支障事例

【現行制度について】

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。

【支障事例】

会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。

また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤勉手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。

【支障の解決策】

会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものとする。

根拠法令等

地方自治法第 203 条の2、(平成 30 年 10 月 18 日総行公第 135 号、総行給第 49 号、総行女第 17 号、総行福第 211 号、総行安第 48 号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市

○人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤勉手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。

○提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤勉手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職責や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。

○制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること

提案団体

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。

また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。

【支障事例】

スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。

しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の委託事業者が、単独で、市町村窓口以外で本人確認を含めたカード申請受付をできるようになり、カードは本人限定受取郵便等で送付することで、申請者は一度も市町村役場を訪問せずにカードの受取が可能となり、住民・市町村の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県

○「出張申請サポート」を利用してマイナンバーカードの交付申請を行った際、本人確認書類を提示したにも関わらず、受け取りのため当町担当課窓口へ足を運んだうえ、再度本人確認書類の提示を求められたことに対して、申請者から苦情を受けた事例がある。本来は必要な事務作業であるが、本人限定受取郵便等を活用することで、窓口における事務の簡略化に資するうえ、申請者が担当窓口を訪れたり、確認書類を提示するなどの労力を省略できることから、窓口担当者のみならず申請者の負担軽減にもつながり、マイナンバーカード普及を促進するものとする。

○委託業者による本人確認が可能となれば、市町村の事務負担が軽減されるのはもちろんのこと、委託業者も市町村との事務調整に係る事務負担が軽減される。また現行制度においては、市町村が本人確認を行えるのは当該市町村の住民に限られることから、「出張申請受付」開催地の住民しか、カードを郵送で受け取ることができなかった。しかし、委託業者による本人確認が可能となれば、全国どこの「出張申請受付」の会場を利用しても、必要書類が揃っていればカードを郵送で受け取ることが可能となるため、申請のハードルが下がり、申請数が伸びることが大いに期待される。

○現在、県や国がスーパーやショッピングモールなど、市民に身近な施設でカードの申請手を支援する「出張申請サポート」を民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要があります。しかし、当市では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、「出張申請受付」は思うように実施できない状況となっています。「出張申請受付」であれば、「出張申請サポート」と異なり、申請者が窓口に取りに来ずにカードが滞留することや、窓口での受け取りに人が滞留することを避けられます。さらに、滞留したカードについて交付を促す事務や、窓口での交付対応の時間も減少し、市民の利便性の向上と担当課の職員の負担軽減になります。さらに、民間事業者が「出張申請受付」をできるようになれば、市民の申請機会も増え、カードの取得の普及促進になると考えられます。

○令和4年度末までにマイナンバーカードを行き渡らせるため、申請者の時間的あるいは場所的な制約など様々な要因を排し、効率的な申請受付を行うことが重要である。また県と市町村が連携し、商業施設等の多数の住民に取得促進を行うには、次のことが妨げとなっている。

(1) 住所地市町村以外の職員が本人確認をおこなえない。

「事務処理要領第4-1-エ」のとおり、申請時の本人確認は、極めて例外的な場合を除き、申請者の住所地市町村の職員が実施することが求められるため、広域的な申請会場(大規模商業施設やワクチン接種会場、免許センター等)の展開が困難となっている。

(2) マイナンバー交付担当職員の不足

多くの市町村においては、マイナンバー交付のための専任職員を配置することは、人手不足の中で困難となっており、出張申請などの対応が負担となっている。

(3) 本人確認における「対面規制」

「事務処理要領第4-3(1)」のとおり、申請者は住所地市町村が指定する場所に出頭を求められ、対面で本人確認を行う必要があり、申請時来庁方式で受付するには、申請会場に当県内39市町村の職員を揃えることが求められる状態。

※デジタル原則の中いまだに対面規制が残存している。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)において、本人確認、すなわち申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認と、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認を行うこととしている。

この本人確認が行われることによりマイナンバーカード及び電子証明書に係る記載・記録事項が公証されたものとなり、例えば、本人確認を経て発行された署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行うと、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出を省略して手続を行うことが可能となる(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条)。

このため、カードの交付及び電子証明書の発行等に係る事務において行われる本人確認は、上記のように書類の添付を省略することが可能となるといった法律上の法的効果の発生が予定されているものと言えることから、公権力の行使に該当するものと解される。こうした公権力の行使について民間事業者に委託することは、適当でないと考えている。

なお、マイナンバーカード交付事務費補助金においては、出張申請受付、申請サポート事業等の実施を含めマ

イナンバーカード交付のための会計年度任用職員に係る報酬又は給料等についても補助対象としているため、積極的に活用されたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID 設定支援計画)と同様に WEB 上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。

当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業(39市町村×5シート)を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。

また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせしており、これも事務負担となっている。

マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分から WEB 上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集計にかかる業務の時間短縮や職員の事務負担の軽減、またそれにともない総務省への報告が早くなる。

根拠法令等

「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県

各府省からの第1次回答

現行のマイナンバーカード交付円滑化計画は、令和4年度末までにほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指す観点から、マイナポイント第2弾の実施なども踏まえ、速やかな交付体制の整備や早期の申請促進などを図るため、令和2年末に改訂した交付円滑化計画の再改訂を市区町村に行っていたいただいたものである。また、現在、さらなる普及促進を図る観点から、各市区町村における取組状況を迅速に把握できるようにするため、実績報告を行う都道府県のご協力もいただきながら、申請促進等の取組状況を報告いただいているところ。御意見を伺いつつ事務負担にも配慮してまいりたいと考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し

提案団体

茨城県、宮城県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。
普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。

具体的な支障事例

①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値

当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに園児数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。

②固定資産税に係る基礎数値

当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調書に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調書の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあっては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調書の提出までに数値が修正となることも多い。

なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。

根拠法令等

地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口県、松山市、長崎市、宮崎県

○学校基本調査においても、基礎数値の根拠となる各調査の報告期限より前に県への普通交付税算定数値の報告期限が設定されるため、仮数値の報告や、数値修正を何度も行う事例が散見され、手戻りによる算定事務の非効率性だけではなく、市においても最新数値の食違いや所管部局からの報告漏れなどがリスクが起ころう。このことから、適正な報告時期の設定や、基礎調査のあるものについては国等より提示された数値について各自治体が確認を行う手順に変更するなどの業務効率の向上を図っていただきたい。

○「固定資産の価格等の概要調書」は、報告内容が多くかつ細かく求められており、システムから抽出したデータに基づいて加工や表計算を設定して作成し、かなりの時間と労力を要している。地方税法上求められている4月中の都道府県の提出は、既に形骸化している。また、今回の国が定める税務システム標準仕様書の中でもこの概要調書作成については、標準対象外となっている(標準化できない内容を市町村に報告を求めている)。以上のことから、概要調書の報告内容の見直し(簡素化)を行うことで、市町村の負担軽減につながり、ひいては統計データの精度向上につながると考えられる。

○子ども・子育て支援新制度や固定資産税に係る基礎数値は例年引用する調査の集計処理と並行して普通交付税の基礎数値を報告する必要があるが、市町村等から修正報告があれば都度修正対応しているが、正確な数値を把握できないこともあり、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。

○基礎数値の算出に必要なデータが6月中旬以降にしか収集できず、締切に間に合わせることは事実上不可能となっている。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

また、地方団体からの基礎数値の報告は地方交付税法第5条に基づいており、市町村分の基礎数値については都道府県が審査し、総務省に送付することとされている。これは算定に用いる数値の妥当性を確保するためにも重要な事務であり、報告いただく基礎数値についても、算定に用いる必要最小限の内容に留めている。その上で、総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして、例えば、ご指摘の園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有しているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化

提案団体

茨城県

制度の所管・関係府省

総務省、
厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。

具体的な支障事例

児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務について、住民基本台帳ネットワークを利用する場合、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の規定上、市町村長においては「費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」ができるものの、都道府県知事については「費用の徴収に係る事実についての審査」しかできないこととされている。そのため、都道府県知事においては、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所を、住民基本台帳ネットワークを用いて探索・把握することができず、公用請求により対応する必要があり、多大な事務負担が生じている。

この点、過去に総務省住民制度課へ直接問い合わせを行ったところ、「「審査」は徴収という行為の実施にあたって現在の状況を確認することであり、厳密に言うと“住所が不明なため新しい住所を探索するという目的”は含まれていない。」という回答があった。

なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することで、都道府県知事保存本人確認情報を利用し、県内の居住地を確認することは可能であるが、対象者が県外に移住してしまった場合においては、都道府県知事は住民基本台帳ネットワークが利用できないため、住民票の公用請求を行って対応しており、債権管理に係る多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県知事も市町村長と同様に、住民基本台帳ネットワークの利用により、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所の確認が可能となることから、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する債権管理の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県

—

各府省からの第1次回答

児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務の実施における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関するご提案については、必要な対応を検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 4,463 件、書換交付 1,223 件、再交付 1,277 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的

にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第 11 条、調理師法施行規則第1条第2項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

—

各府省からの第 1 次回答

御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 1,113 件、書換交付 157 件、再交付 80 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者

の手續負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手續の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市

—

各府省からの第1次回答

御提案の製菓衛生師免許関係手續のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等の理由により発生)がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第 8 条、クリーニング業法施行令第 1 条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であるとする。

○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。

各府省からの第 1 次回答

御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。

当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。

このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。

この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規登録 2,659件、書換交付 272件、再交付 80件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。

ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第 36 条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第 159 条の7第2項第2号、第 159 条の9、第 159 条の 11 第2項、第 159 条の 12 第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引っ越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から 30 日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。

各府省からの第 1 次回答

御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。
現在、本市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。
しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。
また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要がある。林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。本市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。
加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。
なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報（生存状況や現住所）を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。
併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市

○林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。

○当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとした。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の林務部局でも提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。
また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速やかな変更手続事務の履行ができずにいる。
また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者等の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続がなされていれば森林法第191条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約100件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の税務部局に限らず林務部局でもオンラインで提供を受けることが可能となれば、林務部局における迅速かつ効率的な登記情報取得に繋がり、森林管理業務を円滑に進めることができる。
また、相続登記の申請が義務化された後に、相続による森林所有者の変更の場合に限って森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村への届出を不要とすることで、森林所有者にとっては二重の手続が解消されるとともに、市町村にとっても届出に係る事務処理がなくなることから、双方にとって事務負担の軽減となる。
加えて、市町村から都道府県への森林所有者の迅速な情報提供や、都道府県における情報の整理・更新・市町村への更新データの提供の円滑化も図ることができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項、第 191 条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第 59 条、第 76 条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、秋田県、郡山市、桶川市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市

○森林の土地の所有者届出書制度が創設された理由は、森林整備に不可欠な森林の土地の所有者の把握を進めることであると認識している。しかし、当市の林地台帳の整備においては、税務部局から課税情報を取得し更新を行っているため、森林の土地の所有者届出書の情報を反映させていない。

また、当市における森林の土地の所有者届出書の届出件数は 180 件であり、案内や処理に時間を要し業務負担となっている。森林所有者にとっても、法務局へ登記したにもかかわらず、同様の届出を作成し提出することは、二重の負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

登記情報に変更があるたびに登記所から変更情報を通知するものではないが、不動産登記情報そのものについては、現行制度においても、森林法第 191 条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データによる提供も可能となっている。

なお、現在の運用では、森林法第 191 条の2第1項の規定に基づき、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成 23 年4月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知)により、市町村の林務部局は、税務部局から、森林所有者等に関する登記情報(登記所が税務部局に提供したもの)を取得することが可能となっているところ、当該林野庁長官通知に基づく市町村内の内部利用に、いかなる不都合、隘路が生じているのかが具体的に明らかでなく、その課題や解決策を検討することができないため、内部利用の際の具体的不都合、隘路の内容をご教示いただきたい。

また、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「森林所有者届出」という。)については、同法に基づく行政指導等を的確に行うため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握する必要があることから設けられているものである。このため、令和6年から義務化される相続登記の申請期限は3年である一方、森林所有者届出の期限は 90 日としているところであり、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。さらに、相続登記は義務化されるものの、その他の登記は申請時期も含めて引き続き任意であることを踏まえれば、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第10条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第34条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。

しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。

このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。

実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県

○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。

○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえ現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地（空き家所在地）に文書送付する、もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がり、必要性は非常に高いと考える。

○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人がついている場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、空き家対策を効果的に進めることが可能となる。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。

○空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。

○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地が空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると思われる。

各府省からの第1次回答

地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。

提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。

具体的な支障事例

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。

(背景)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者が、手数料等の納入のために金融機関や県の窓口を訪問する必要がなくなる。
また、クレジットカード決済やQR決済と異なり、地方公共団体において、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが不要となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

公金受取口座登録制度(口座登録法)は、公的な給付の迅速かつ確実な実施を目的とするものであり、行政手続の手数料等の引落としへの利用は本制度とは趣旨・目的を異にするものと考えます。

なお、口座引落としを可能とするためには、行政機関が口座情報の提供を受けるだけでなく、国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要となります。

このため、本制度において対応することは困難と考えられます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。（R3欠格照会：年17,000件超）

各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対

応について必要な検討を行うこととする。

住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するよう見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)

具体的な支障事例

当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じたこととなった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各都道府県選挙管理委員会が原稿を作成・確認することが不要となり、事務の正確性と効率化が期待できる。

根拠法令等

最高裁判所裁判官国民審査法第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、三重県、滋賀県

○在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方および在外公館へ送付している現状がある。また、在外邦人に最高裁判官の国民審査で投票を認めていない国民審査法について違憲とした令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁国民審査の審査用紙を、国において印刷し地方および在外公館へ送付する必要性が生じてくると考えられる。国において審査用紙を印刷するのであれば、その印刷原稿(データ)を各都道府県へ送信することは可能であると考え。原稿は、選挙管理委員会名や印影だけの校正となり、各都道府県における裁判官名の校正や、読み取り機での読み取り可否に関する調整時間が省けることになり、非常に有効な事務と考える。

○投票用紙は、各種選挙機器メーカーの既存機器が対応できること、印刷業者が対応できることも考慮して仕様を作成しているため、国内の全機器メーカー、印刷業者が対応可能な仕様であることが必要不可欠である。

その点を踏まえつつ、提案の実現をしてほしい。

各府省からの第1次回答

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、左にあるように、各都道府県選挙管理委員会において地域の実情に応じて仕様を作成し、印刷しているものと承知しており、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、印刷原稿の作成も各都道府県選挙管理委員会において印刷と一貫して行われる必要がある。

なお、最高裁判所裁判官国民審査法第4条の2の規定による審査予定裁判官の氏名等の通知については、裁判官の氏名をコピー・ペーストにより印刷原稿に転記することが可能な形式(PDF形式)で提供しているが、他のファイル形式での送付など、各都道府県選挙管理委員会の利便性に更に配慮してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。

具体的な支障事例

普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同意等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同意等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たないと正確な数値は把握できないが、提出期限がそれよりも早いため、やむなくその時点での見込みで提出している。(一方で、地方債課の発行状況調は6月上旬の期限であり、正確な数値が報告可能となっている。)このため、同意等額と実際の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要が生じ、事務負担となっている。また、このことが錯誤措置が増える要因ともなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付税検査での錯誤措置の減少し、また、交付税課、地方債課にそれぞれ同内容の数値を報告しているという事務負担が軽減する。

根拠法令等

令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付け総財交第37号総務省自治財政局交付税課長通知) 令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付け総務省自治財政局地方債課、公営企業課、財務調査課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、茨城県、東大和市、新潟県、稲沢市、京都府、府中町、山口県、高松市、高知県、長崎市、宮城県

○現在の事業費補正の県提出のタイミングは実際には発行額が未確定の状況となっている。また、借入事務と起債計画作成事務と普通交付税算定事務を同時併行での作業となっているため、チェック体制が十分にとれない状況が見られる。

○前年度同意等を行った地方債については出納整理期間中に借入を行う団体が多く、利子等が確定しない段

階で普通交付税の基礎数値の報告締切となるため、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。
○提出期限が例年5月下旬となっているため、市町村から県市町村課への報告期日はさらに前となっている。
そのため、一旦見込の数値を作成し、決算額が固まり次第、短期間で更新するという作業を取っており、事務量が多くなってしまっている。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の地方債同意等額の基礎数値の報告期限は、上記の状況を踏まえて5月下旬頃と設定しているものであり、出納整理期間中の借入見込みも含めて全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

一方で、地方債課が照会している「発行状況調」は、地方債の発行状況等を全国的な統計データとして整理するためのものであり、出納整理期間後の正確な数値の報告が必須である。また、調査の趣旨や項目も普通交付税の基礎数値照会とは必ずしも一致せず、調査の一本化はかえって地方団体の事務の煩雑化を招きかねないと思われる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。

地域の実情の一例

【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合

【例2】出動体制において一定の水量が確保されている場合

(※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が10トン以上かつ圧縮泡空気泡消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の20トン相当を消防車から放水が可能)

具体的な支障事例

高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。

消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日消防消第272号)において、2037年までに消防水利の整備率100パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約78%を占める消火栓は(令和3年4月1日現在)、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。

以上のことから、水道局からの水道管のダウンサイジングに係る要望に対し、消防局(本部)は、56年前の科学的根拠に基づく消防水利の基準により、整備率を維持するため、ダウンサイジングは認められないと回答をせざるを得ないといった支障がある。

また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて水道管の減径を認めることで、水道管更新のコスト削減、水資源の適正利用等、水道の基盤強化に繋がる。

また、改正前の基準では水利の基準に適合しない消火栓を、水利の基準に適合する消火栓とすることが可能となり、消防水利の整備率の向上に繋がる。

これらは、水道管路の減径と消防水利の確保という分野横断的な相反関係を解決し、持続可能な安全・安心な

地域社会の創生に資することができる。

根拠法令等

消防水利の基準(昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合

- 適正な口径により配水管の整備を行っているが、今後、現行ルールにおける消防水利への配慮が口径を縮小する際の課題となるケースが生じる可能性がある。
- 当市でも同様の問題に直面しており、消防水利の整備率向上があまり見込めていない状況である。
- 当局管内では、地域特性から直径 150mm 以上という基準で全ての消火栓を設置することは困難であるため、直径 100mm 以上とし、対応している。
- 消防水利が乏しいなどの理由から、新たな消防水利の設置を余儀なくされている地域において、防火水槽の設置が困難な場合には、既存の配水管が、消防水利の基準に適合していても、消火栓を設置している。また、配水管のダウンサイジングにより消防水利の基準に適合しない消火栓となっている箇所も発生している。そのため、現在の水利基準では、消防庁の示す目標数値に近づけることは困難であることから、消火栓の設置要件に係る配水管の管径を地域情勢等に合わせて緩和ができるようにすることは妥当と考える。
- 減少傾向にある料金収入、増えつつある更新需要(耐震化)といった求められる施設機能向上等により経営状況が厳しくなっており、水道施設の更新・耐震化を進めるにあたっては、「健全かつ安定的な事業運営が可能水道(持続)」を目指した効率的な水道施設の整備(ダウンサイジング等)を進めているところである。管路の更新計画に伴い、火災発生時の消防水利としての機能を果たすことを目的としている消火栓の新設、移設又は撤去に関しては消防担当部署と事前協議を行なっているものの、消防水利を考慮した協議には苦慮しているところである。
- 当局においても、「消防水利の整備促進強化について」(平成 29 年 11 月 24 日消防消第 272 号)のとおり、消防水利の整備率 100% に向けて、整備を進めているが、地域によっては人口減少に伴い水道配管の口径が縮小していることから消防水利の基準を満たす消火栓設置は難しい状況である。水道配管が時代の状況変化によりダウンサイジングを進めざるを得ない状況は理解しているが、一方、消防水利の基準は 56 年前に作成されたものであり、以前に比べ消防ポンプの性能や火災防ぎや戦術は大きく変化していることから、消防水利の基準も状況の変化を考慮し再検討する必要があると考える。
- 当市においても水道管のダウンサイジングを進めているが、消防水利に関する基準に適合する範囲内で更新事業を進めているため、水道事業会計の観点では、適正な管径で布設替えできていないのが現状である。消防的観点では、現状、消火栓の充足率は 100% ではあるが、今後、ダウンサイジングにより現有の消火栓が基準から外れることになれば充足率に影響を及ぼす恐れがある。上記のように、水道分野と消防分野において相反関係となっている。

各府省からの第 1 次回答

消防水利の基準(消防庁告示第 7 号)においては、消火栓の給水能力は毎分 1,000ℓ として、同一配管にある消火栓を同時に数個(2~5 個)開栓した場合にも、その給水能力を確保すると同時に、一般への給水量も相当量見込むことから、直径 150mm 以上の管に取り付けることとしている(管網の場合を除く。)

人口減少による水需要の減少などを背景に、水道施設の新設・更新にあたっては、水道配水管のダウンサイジングの動きがあり、これまで、人口減少に伴う水道管口径の適正化において消火栓敷設水道管の口径基準については、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で継続的に検討・協議等を実施している。そこでの議論も踏まえつつ、今回の提案にあるように、近年の消火活動の動向について調査、検証したうえで、地域実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、検討していく。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。

具体的な支障事例

【現状】

都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。

都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。

【支障】

都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。

都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義が低下している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の方針と計画を統合することにより計画等の策定に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

—

各府省からの第1次回答

以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。

・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれどのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。

・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定(第6条)が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。

また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項もこれに対応したものであることから、簡素化は困難である。

なお、過疎方針に都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。

具体的な支障事例

【現行制度】

補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。

【支障事例】

転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

【支障の解決策】

新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。

<参考>

令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件

令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、千葉市、高知県

○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町

村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。

令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

各府省からの第1次回答

結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。

補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。

なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

提案団体

山形県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。

具体的な支障事例

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

根拠法令等

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27号、第78条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県

○提案団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。
○当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している。同法人が公立の教育研究機関として住民の理解を得ながら運営を継続していくためには、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与

が必要であると考えている。

一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる。ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。

○当市においても、評価委員会から評価を受けるため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人においても、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。

○公立大学法人については、6年ごとの県の中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に県の評価委員会において意見聴取し、客観性や中立公正性を担保している。このような中、計画内容や実績に大きな変化が生じていない場合においても、毎年、時間と労力をかけて、法人が年度計画や実績報告書を作成し、県の評価委員会を開催して評価を受ける方法は非効率である。本提案のとおり効率化を図り、教育の質の向上や地域貢献に資する取組等に注力することが望ましい。

各府省からの第1次回答

公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている。この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることが求められている。

国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学において国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた新たな枠組みに見直すため、中期計画への指標の追加により適正な業務運営を担保しつつ、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされた。

公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。

【支障の解決策】

年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化およびペーパーレス化につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手

間も生じている。

○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。

○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excel ファイルで還付対象者等を管理している。件数は月 50 件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認し Access システムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自治体で編集可能であることが望まれる。

○当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。

○当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。

○当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。

○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、

- ・電子的な提供方法の検討
 - ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証
 - ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること
 - ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか
- 等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

206

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し

提案団体

岩手県、宮城県、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善

具体的な支障事例

官庁会計システム(ADMAS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。
事前に処理日程は示されるものの、示達の具体の時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。

このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。

(参考)

- 令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金
 - ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分)
 - ・地方交付税交付金(12月追加交付分)
 - ・特別交付税(12月交付分)
 - ・特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分)
- 令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金
 - ・地方交付税交付金(6月概算交付分)
 - ・震災復興特別交付税(9月交付分)
 - ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分)
 - ・地方交付税交付金(11月定例交付分)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものとする。

根拠法令等

地方交付税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県、大分県

○厚生労働省及び内閣府所管の補助金及び交付金等においても、示達日から支払指定日までの日数が短く（2営業日や3営業日）、同様の事務負担が生じているものがある。また、厚生労働省においては、補助金等の請求行為における交付決定（変更交付決定）通知書や負担行為担当官（厚生労働省各局長）からの負担行為決議書の送付が遅いため、支払指定日までの日数が短期間となり、同様の事務負担が生じている。

○他県提案のとおり、総務省関連の示達日は遅く、毎回、タイトな事務処理を強いられている状況である。総務省内の事務処理に時間がかかるのであれば、直接、総務省から各自治体に入金処理を行うなど、抜本的な事務改善をお願いしたい。

○総務省から県市町村課への示達日から処理期限までが短期間のため、県市町村課からの連絡から市町村の受入事務までの処理も短時間で処理が必要となっている。

○当県においては、支出負担行為担当官の別業務による出張や休暇の取り止め・日程変更などの支障が生じている。

○当県の支出官業務においても、処理期限までに支出決定通知（確認入力）を行う必要があるため、決裁権者や担当者の日程調整が必要であり、他の業務の遂行にも影響が生じる場合がある。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体が行政サービスを提供する上で重要な固有の一般財源であるため、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、速やかな交付に努めている。

また、「国庫金の効率的な管理について（平成17年8月26日 財務省）」により、地方交付税の交付日は原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とされているところである。これにより、特に4月概算交付分は原則として4月2日が交付日となり、年度当初（4月1日）に交付決定（示達）を行ったとしても交付日の前日である4月1日中のADAMSⅡによる処理が必要となる。

6月以降分については、可能な限り余裕のある処理日程としながらも、引き続き、ご意見を踏まえて適切な処理日程について検討していきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

212

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

通信業について

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

放送業について

テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)、ラジオ放送業(衛星放送業を除く)及びその他の民間放送業について、関係する都道府県において連絡体制の構築が図られている等、適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、許認可等の権限を都道府県へ移譲することは可能であると考え。衛星放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

有線放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

インターネット附随サービス業について

(ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業)

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

映像・音声・文字情報制作業について

(映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、ラジオ番組制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)

映像・音声・文字情報制作業について、都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

郵便業及び郵便局の業務について

郵便業及び郵便局の業務は日本郵便が主体となり行われており、事業協同組合等の設立は想定されないため、認可等権限移譲の対象となり得ない。

信書便事業について

事業協同組合等の設立の認可等について、2以上の都道府県の区域にわたる場合も都道府県において対応することについては、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に基づく信書便事業の許認可業務に対して特段の支障はなく、都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

行政書士について

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第111条第1項第1号の規定に基づき、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等で、組合員の資格として当該組合の定款に定められる事業に行政書士事業が規定されている場合、認可等の事務については、事業の所管大臣である総務大臣にて行っているところである。2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務について、総務大臣から都道府県知事へ権限の移譲を検討するに当たっては、都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【支障事例】

住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなければならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなければならない。

【制度改正の必要性】

住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

【支障の解決策】

住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理するまでの時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 17 条、第 30 条の 10、第 30 条の 12、戸籍法第 27 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市

○夜間の延長窓口や休日開庁の日は、届書中の住所が別の市町村だった場合確認が取れない。また、平日日中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかったり回答が遅れるなど、受領事務に支障をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市町村からの照会に速やかに回答できない。

○住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、速やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正確であるか確認が可能であるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が 20 分以上になることもある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に遅延が発生している。市民課では来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

○当市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は時代に逆行している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法（以下「法」という。）第 9 条第 2 項による通知及び第 16 条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第 30 条の 10 第 1 項第 3 号及び第 30 条の 12 第 1 項第 3 号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明確化することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。

【支障事例】

戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、本市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から本市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。

【制度改正の必要性】

戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつかないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、本市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。

【支障の解決策】

戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する

事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。

戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。

根拠法令等

住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市

○住所地の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。

○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。

各府省からの第1次回答

戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法令上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。

一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなければならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通知カードの事務処理がなくなることで、出張申請受付サポートなどの個人番号カードの申請・交付率アップに繋がる事務に取り組める。

根拠法令等

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市

○当市でも同様に返納に対する事務を行っており、削減されれば事務効率化が図れる。
○マイナンバーカード交付時に通知カードを紛失している場合が多く、紛失届の記入する時間及び記入内容の確認をする時間を要しており、交付手続きの対応等に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)により制度上廃止されているが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとしている。

このため、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めているところ。その理由は、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認めることとしているため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有していることは望ましくないと考えられることから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところ。

一方で、運用上、返納及び紛失届の提出に係る取扱いについて、どのような運用が適切であるかについては、事務負担にも配慮しつつ、検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。

【支障事例】

婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。

【制度改正の必要性】

デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。

また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。

【支障の解決策】

「当該旧氏はその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付がなくなることで、戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを持って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の来庁1回で手続きが完結できる。また、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、添付漏れにより届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市

○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍謄本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。

○一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍謄本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と思料する。

各府省からの第1次回答

御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍謄本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

233

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて

提案団体

尼崎市、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。

そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。

【支障の解決策】

内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

当市が要望している趣旨は、毎年度、包括外部監査人自らが監査項目を選定する従来の手法から、内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目に選定できる道を開くものである。特に顕在化した課題がない場合は従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する、数年に一度は監査人が選定したテーマで実施するなどの運用も考えられ、包括外部監査の実施やその意義を否定するものではない。

個別監査制度を活用することも考えられるが、そもそも内部統制制度の整備にかかる事務が発生するなか、監査にかかる事務量が相当増加することになる。

今回の提案は、すでに義務となっている既存制度の趣旨を踏まえつつ、包括外部監査の活用を図ることで、より効率的に内部統制制度の実効性向上を目指すものであり、それにより、適法・適正な行政運営ならびに市民から信頼される組織運営につながるものとする。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 27、252 条の 37

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

半田市、京都市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な識見を有する者が自己の識見に基づき、当該地方公共団体の事務の適性な執行を確保する観点から必要と判断した事件を特定して、監査を行い、その結果を報告することにより、地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という意義を有するものである。

このため、包括外部監査における監査の対象を地方公共団体の長が任意で設定できるようにすることは、包括外部監査の意義を損なうものである。

一方、現行の包括外部監査においても、包括外部監査人は当該包括外部監査対象団体の実情やその時点の地方公共団体全体の置かれた状況、社会経済情勢等を十分踏まえて、自己の能力や専門とする分野などを考慮して事件を選択しなければならず、その際に、包括外部監査対象団体の長やその他の執行機関、それらの職員などから意見を聴くことも可能であるため、地方公共団体の長と包括外部監査人が意見交換をした上で、包括外部監査人の判断で内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることができるものとするものとする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているのですが、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税部局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求めます。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付け国土交

通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。

他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること
具体的には、都道府県を経由した市町村への照会を「パターン A: 定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターン B: 照会先の個別の状況を確認するもの」「パターン C: 中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターン A 及び B については、一斉調査システムを使用すること

具体的な支障事例

国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となっている。

先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと史料。

(具体事例: 令和3年度 DX 推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡)

また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていないため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体職員の事務負担軽減

不要な中間とりまとめ(都道府県作業)が削減されることで、取りまとめ段階でも意思決定が必要な照会への回答に注力可能。また、パターン A の比率が高まることで、市町村業務の改善にも繋がる。

また、今年度実施した本県の全庁業務量調査において、「照会・回答に係る全庁業務量」は 240,464 時間、4.8 億円の人件費(時給 2,000 円とした場合)となっている。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

調査・照会システムにより、地方公共団体職員の事務負担の軽減が期待できることから、ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの使用を促すことについて検討したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

長野県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。

【支障事例】

当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。

本事業においては、500者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。

また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200者想定)を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。

【制度改正の必要性】

コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。

【支障の解決策】

そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。

なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私人に支出事務を委託することができる経費に補助金を追加することで、申請書受付から支払いまで一括して民間に業務委託でき、地方自治体職員の事務負担軽減が図れるとともに、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 165 条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八王子市、川崎市、京都市

○利子補給事務を行っている。申請件数は令和3年度 16,047 件であった。年間1万件を超えるため、申請は金融機関を代理人として取りまとめており、申請に係るデータ整理の事務を委託化し負担の軽減を図っているが、地方自治法上、支出を委託できず、また振込も金融機関あてまとめて行うことが出来ず、口座のデータ確認も含め膨大な支出(振込)事務が発生している。

各府省からの第1次回答

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12 月 18 日閣議決定)において、「公金取扱いの制限(243 条)については、(中略)金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、(中略)その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、支出事務の委託制度については、この方針に基づき、その在り方の見直しを検討することとしているが、補助金の支出事務を私人に委託できることとするについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の観点から慎重に検討する必要があると考える。本提案については、採択することができるかも含めて検討することとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化

提案団体

特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載（記載例：市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等）を改定し、コンビニやオンライン（マイナポータル等）でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。

【制度改正の必要性】

マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。

また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続きを行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること

具体的な支障事例

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置づけ、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。
また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県

—

各府省からの第1次回答

地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、認定基準から削除する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

269

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。

簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

具体的な支障事例

国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請（平成26年4月）を受けて策定している。

①各分野の個別施設計画（インフラ長寿命化計画）で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。

②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。

上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。

また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。

一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了（次期計画策定）に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大田市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。

○当市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われることにより、計画に見直しのタイミングの検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。

○策定指針のうち、第一の二の(4)については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。

ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。

見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用の要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。

【制度改正の必要性】

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

【参考】

当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み)

令和4年度 865人

令和5年度 1,466人

令和6年度 12,167人

令和7年度 50,066人

窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、利用者の大幅な利便性向上に繋がる。
また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条の 2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4-3-（1）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。

○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成 28 年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間 3.5 万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されていないものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準

技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。

具体的な支障事例

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推進しているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分かなどがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要が無くなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。
当市での件数は、年間 15 機関程度 × 12 か月分 = 180 件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した

根拠法令等

支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市での件数は、年間 80 機関程度×12 か月分=960 件程度あり。

○当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。

1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。

2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体的場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。

○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。月当たり 140 件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。

○現実に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。

ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の滞通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。

○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で 500 件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。

令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考えられる。

○当市においても国機関が使用する ADMS II とその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。

○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。

当市の国所管機関からの納付件数は概ね月 250 件×12 か月=年間 3000 件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない、非効率な事務となっている。

国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。

○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。

○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約 70 機関×12 か月で年間約 840 件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分か突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。

また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。

令和4年3月 29 日付総務省通知(総行第 85 号・総税企第 35 号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。

○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口を持ち

込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくなることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。

○当市でも同様の事例が約 600 機関×12 か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。

○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMSⅡ)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約 2,400 件(約 200 件/月×12 ヶ月)。

○ADAMSⅡから送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月 300 件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。

○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMSⅡの手続きを行うことがあり一月あたり約 200 件の処理を行っている。

ADAMSⅡの場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。

また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。

加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMSⅡの帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。

○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMSⅡからダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人的費、納入書様式作成経費など削減ができません。

○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。

具体的な支障事例

【現在の制度】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。

【支障事例】

税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。

例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。

さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務システムの庁舎外での活用が可能になることにより、出張先における納税者からの問合せや追加で生じた調査事項に対し、庁舎に持ち帰っての確認や、再度の訪問をすることなく、きめ細かい対応が可能になり、納税者サービスの向上に資する。

また、現在は、出張で用いる調査票を紙で出力し、現地で記入した上で、帰庁後に税務システムに調査結果を入力する作業が生じているが、直接入力できることで二度手間が生じず、事務の効率化に資する。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県

○当市においてもテレワークを阻害する要因の1つに、マイナンバー利用事務系の業務担当課において、システムへの接続ができないことがある。マイナンバー利用事務系、特に税務システムにおいては住民対応せずに行う業務が多いため、効果が期待できる。

○将来的に事務のペーパーレス化や事務室のフリーアドレス化等による業務改善を検討しており、実現のためには全ネットワークの無線化が必要である。マイナンバー利用事務系の無線接続ができない場合、その関連部署では無線化できず、事務改善を実現できない。

○番号利用事務系ネットワークについて、閉域 LTE 網や WPA(Enterprise)等、高いセキュリティを確保した上で、各団体の判断により無線接続を行うことは問題ないとする。(想定しうる支障事例)臨時の執務室での書類審査等の対応を行う場合、有線 LAN の敷設等が必須となる。

各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。

各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFI のような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力ある都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。
○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。
また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者が管理させることができる。
本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。
一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。